

建 第 777 号
令和2年8月5日

(一社) 山形県建築士会会長
(一社) 山形県建設業協会会長
(一社) 山形県建築士事務所協会会長 殿
(一社) 山形県建築協会会長
山形県建設労働組合連合会委員長

山形県県土整備部建築住宅課長

被災した住宅の修理を行う際の写真撮影について

日ごろ、本県の建築住宅行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

7月27日からの大雨により県内では多数の住宅が被害を受けたため、今後修理が行われることとなります。

住宅の修理については、市町村が交付する罹災証明書により被災者向けの支援制度を利用できる場合があります。そこで、下記について貴会員に対し周知をお願いします。

また、別添のチラシも会員の皆様に配布いただきますよう併せてお願いします。

記

被災者より修理の依頼等を受けた場合には、工事施工前・施工中・施工後の写真を撮影し、保存しておくこと。

(支援制度への申し込みは工事着手後であっても可能となるよう調整中)

【担当】山形県県土整備部建築住宅課
建築安全推進担当 永井
TEL : 023-630-2640 FAX : 023-630-2639
E-mail : nagaito@pref.yamagata.jp